

事務連絡
令和5年3月1日

日本経済団体連合会 御中

厚生労働省保険局保険課

内定者の個人番号の取得及び資格取得届等の速やかな提出について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題の整理と必要な対応の検討が行われ、中間とりまとめが公表されたところです。

この中間とりまとめにおいて、保険者（健康保険組合等）の資格情報入力タイムラグ等への対応の一つとして、被保険者の資格取得日から5日以内に保険者に提出することとされている事業主の届出に関し、事業主が、加入前から被保険者に係る情報を収集するよう促すなどして、当該届出が5日以内に提出されるよう徹底することとされました。

マイナンバーカードで医療機関・薬局を受診する場合には、新規採用・転職等により資格が異動する場合は、異動先の保険者による加入者情報の登録が行われるまで、医療機関等によるオンライン資格確認等システムによる資格確認ができません。このような場合には、被保険者は、薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用した質の高い診療を受けることができるメリットや、マイナンバーカードを利用した場合の窓口負担の軽減といったメリットを享受することができなくなります。また、被保険者が医療費の全額を一旦負担し、後日、保険者へ療養費を請求する手間が生じる可能性もあります。

このため、保険者による中間サーバーへの速やかな加入者情報の登録が極めて重要ですが、そのためには、事業主から、保険者への個人番号の記載された資格取得届及び被扶養者届（以下「資格取得届等」という。）の速やかな提出が必要となります。つきましては、これを促す観点から、下記のとおり、内定者の個人番号の取得についての取り扱いを示すことといたしましたので、これをご了知の上、傘下の会員への周知を行い、速やかな資格取得届等の提出に努めていただきますようお願いいたします。

記

いわゆる「内定者」については、下記の状態にあるときは、個人番号の提供を求められることができると解され、入社日を待たずして内定者に、当該内定者及びその被扶養者となることが見込まれる者の個人番号の提出を求めることが可能となりますので、こうした対応を積極的に行っていただき、入社日前に資格取得届等の作成を行うなど、速やかな資格取得届等の提出に努めていただきますようお願いいたします。

(個人番号を求めることが可能な内定者)

○例えば、「内定者」が確実に雇用されることが予想される場合（正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等）

参考：「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A (<https://www.ppc.go.jp/legal/policy/faq/>) のQ4-1

Q4-1 事業者は、「内定者」に個人番号の提供を求めることはできますか。

A4-1 いわゆる「内定者」については、その立場や状況が個々に異なることから一律に取り扱うことはできませんが、例えば、「内定者」が確実に雇用されることが予想される場合（正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等）には、その時点で個人番号の提供を求めることができると解されます。